

資 料



I 基本構想

平成12年12月22日制定

I 策定の趣旨

東金市は、住みやすく希望と誇りの持てるまちを築き、次の世代へと引き継いでいくために、ここに「東金市基本構想」を定め、長期的な展望にたった「東金市」の進路を示すとともに、市政運営の指針とします。

II まちづくりの基本理念

東金市は、「豊かさの創造と継承」を基本理念として掲げ、新世紀を拓くまちづくりを進めていきます。

―― 豊かさの創造と継承 ――

私たちが、享受している現在の豊かさはこれまで続けられてきた治水や利水、開墾、興業、都市形成など生活を少しでも向上させようという先人たちの「思い」が営々と築き上げてきた努力の結晶です。

私たちは、先人から受け継いだこの財産を守るだけでなく真の「豊かさ」、「住みやすさ」とは何かを常に問い続け自らの手で豊かさを創造し、広げていく必要があります。

まちづくりは、市民一人ひとりの責務であり一人ひとりがまちづくりの主役なのです。

それは、今に生きる私たち自身のためであり東金の未来を担う次代のためでもあります。

私たちは、豊かさを創り誇りを持って次代へ引き継いでいきます。

III 目標年度

基本構想は、2020年を目標年度とします。

IV 東金市の将来像

「東金市の将来像」は、本市が将来に向けて進むべきまちの姿を示すものです。基本理念に基づき、目標

年度である2020年に向けた東金市の将来像を、次のように設定します。

「人・自然 ときめき交感都市 東金」

■「交感」とは、人と人とが対話を進め、互いに感じあい、気持ちが通いあうことです。このこころの結びつきが互いの理解を深め、気遣いや思いやりを生みます。これは、個人の価値観や立場の相違を越え、また、市域や空間を超えた広がりを持つものです。さらに、先人たちの偉業に想いを馳せ、子孫たちの繁栄を願うなど世代や時間を越えるものでもあります。

■「交感」は、人と人との間にのみ生まれるものではありません。本市の森林や農地などの豊かな水とみどり、多様な生き物など貴重な自然との真摯な対話によって、私たちのなかに新しい発見を生み、こころの豊かさを深めていくことでもあります。

■こうした多彩な「交感」により、人々は、日常生活や産業活動等のさまざまな場面で、創造・発見・協働の喜びや、生きがいを感じ、未来への大いなる希望を抱いていきます。東金市は、市民がそのようなこころの「ときめき」を感じ、自らの手で誇りの持てるふるさとを築いていく「交感都市」の形成をめざします。

V 将来人口

基本構想の目標年度である2020年の人口を7万5千人と設定します。

VI まちづくりの基本方向

本市の将来像である「人・自然 ときめき交感都市 東金」の実現に向けて、5つの基本方向を掲げ、まちづくりを進めていきます。

1 こころ豊かなまちづくり—生涯学習・教育・文化・国際交流—

市民一人ひとりが、生涯にわたり文化、スポーツに親しむまち。子どもから高齢者まで全ての市民が、生きがいを持ち、多くの市民とのふれあいの中で育っていく、こころ豊かなまちをめざします。

2 めくもりのあるまちづくり—健康・福祉—

保健・医療・福祉の充実と連携を推進し、市民が生涯を通じてこころも体も健康で、地域で支えあいながら人生をおくることができるまち。市民一人ひとりの気持ちを大切にすめくもりのあるまちをめざします。

3 うるおいのあるまちづくり—自然・環境—

雄蛇ヶ池や八鶴湖、山武杉の森など、豊かな自然環境を誇れるまち。市民一人ひとりが、市内に残された多様な自然環境の大切さを認識し、豊かな自然の恵みを日常生活やまちづくりに活かしながら、これを守り、育てる、うるおいのあるまちをめざします。

4 活力あるまちづくり—産業・雇用—

市民がいきいきと働き、さまざまな産業が力強い発展を遂げるまち。それぞれの産業が持つ力を最大限に発揮することで、九十九里地域の中核都市として活力あるまちをめざします。

5 安全で快適なまちづくり—都市基盤—

良好な市街地と人にやさしい交通体系、上水道・ガスなどの都市基盤、これらが整い、ゆとりある快適な生活がおくれるまち。災害に強く、犯罪のない、市民が安心して暮らせるまち。一人ひとりの市民の視点にたった、利便性が高い、安全で快適なまちをめざします。

古くから交通の要衝であった本市には、その優位性を活かした多様な都市機能の集積や産業活動が展開されてきました。その一方で、森林や農地など、豊かな水とみどりの空間が守られています。

私たちは、先人から受け継いだこのまちに、新たな豊かさを加え、次代に引き継いでいかなければなりません。そのため、以下の3点を基本的な考え方として、全体の調和を図りながら、限られた貴重な財産である土地の有効活用を図っていきます。

1 豊かな自然との共生

本市の丘陵は植林による山武杉に被われ、平野には食料生産の場であるみどり豊かな農地が広がっています。こうした本市の豊かな自然と田園風景は、先人たちが営々と築いてきたものであり、豊かな水とみどり、そしてここに残る原風景は、次代に引き継いでいくべき大切な財産です。この大切な財産を活かして、美しく、うるおいのある空間の創出をめざした土地利用を進めます。

2 広域的道路ネットワークを活かした産業地域の創出

本市には、千葉東金有料道路と首都圏中央連絡自動車道が交差する東金インターチェンジが位置し、首都圏と九十九里地域を結ぶ玄関口としての役割を果たしています。広域的道路ネットワークの中心である本市の優位性は、今後、首都圏中央連絡自動車道の整備が進むことにより、ますます高まっていきます。この優位性を活かし、地域経済の活性化に寄与する、活力ある産業地域の創出をめざした土地利用を進めます。

3 豊かで暮らしやすい生活空間の創出

本市は、九十九里地域の中核都市として、都市機能の集積が進められてきました。今後も、商業、教育、文化、スポーツ・レクリエーション、福祉など、生活利便性を重視した都市機能の一層の充実を図り、魅力に満ちた市街地などの整備を進めることにより、豊かで暮らしやすい生活空間の創出をめざした土地利用を進めます。

Ⅶ 土地利用の考え方

本市は、起伏に富んだ丘陵部と九十九里浜に連なる平野部に区分され、そのほぼ中央部に東金駅を中心とした中心市街地が形成されています。

VIII 施策大綱

1 こころ豊かなまちづくり—生涯学習・教育・文化・国際交流—

(1) いつでも学び親しめる生涯学習・生涯スポーツの振興

市民が生涯にわたり、ふれあいと生きがいに満ちた生活をおくるため、生涯学習・生涯スポーツの振興を図ります。

生涯学習については、市民が自ら行う学習活動を支援するため、情報の提供や指導者の育成に努めるとともに、新たな施設の整備と既存施設の有効活用を進め、学習機会の拡充を図ります。

生涯スポーツについては、市民が健康で明るい生活をおくることができるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代でのスポーツ振興を図ります。このため、情報の提供や指導者の育成に努めるとともに、社会体育施設の整備や民間施設との連携により、市民の活動拠点の充実に努めます。

(2) 豊かなこころを育む学校教育の充実

子どもたちの、成長段階に応じた知識、教養の取得とこころ豊かな人格形成を促すため、学校教育の充実を図ります。

幼児教育については基本的な生活習慣の修得、義務教育については、基礎学力の取得とともに、学校、家庭、地域社会が密接に連携し、子どもたちが、互いを思いやる心を養い、一人ひとりの個性を活かしながら、生きる力を身につけるよう、その内容の充実に努めます。

学校施設については、子どもたちに良好な教育環境を提供するとともに、地域に開かれた学校としての機能を充実させるため、計画的に整備を行います。

また、大学をはじめとする高等教育機関の集積は、高度な知識、若い力など本市の貴重な財産です。こうした高等教育機関と連携しながら市

民の生涯学習機会の拡大に努めます。

(3) 次代を担う青少年の健全育成

次代を担う青少年が、社会の一員としての自覚を身につけるようその健全育成を図ります。

家庭、地域社会、学校の連携体制を整え、青少年を取り巻くより良い地域環境づくりを進めます。

青少年の自立成長を促すため、体験学習やボランティア活動など社会参加活動の機会を充実するとともに、リーダーの育成などにより、青少年の自主的な活動を促進します。

(4) 地域に根ざした文化の振興

市民の地域への愛着を育み、こころ豊かな市民生活を築くため、地域に根ざした文化の振興を図ります。

市民が主体となった文化活動を進めるため、文化施設の整備や関連施設とのネットワーク化を進めます。また、文化に関する情報提供を進めるとともに、指導者の育成や文化団体への支援に努めます。

先人の残した文化財、郷土芸能などは、市民の貴重な財産です。この財産を後世に伝えるため、文化財を調査・保存し、その活用を図るとともに、郷土芸能の伝承を支援します。

(5) 市民の国際理解を深める交流の促進

社会全体の国際化が一層進展している状況を踏まえ、市民の国際理解を深めるため、教育、文化、スポーツなどさまざまな分野で、外国人市民や海外の人々との市民交流を促進します。

また、市民一人ひとりが平和の大切さ、尊さを認識するよう、平和意識の高揚に努めます。

2 めくもりのあるまちづくり—健康・福祉—

(1) 市民の健康を支える保健・医療の充実

健康は、充実した生活をおくる基礎となるものであり、市民の健康の保持増進を支援するため、保健・医療の充実を図ります。

自己健康管理への啓発や地域ぐるみでの健

康づくり活動の促進、相談指導体制の充実により市民の健康管理意識の高揚を図るとともに、健診体制を充実させ、こころの健康を含めた疾病予防・早期発見に努めます。

また、高齢社会の進展、社会生活環境の変化等にともない、市民の医療需要が多様化、複雑化しており、医療機関及び関係機関との連携・協力のもと、市民に身近な地域医療体制・救急医療体制の整備を進めます。

(2) 地域で支えあう思いやりのある社会福祉の推進

だれもが、安定した生活を営める福祉社会を築くため、多様化する福祉需要に的確に対応するとともに、市民が相互に支えあう、地域に根ざした福祉活動の幅広い展開を図ります。また、ノーマライゼーションに向けた市民の意識啓発やまちのバリアフリー化に努めます。

社会福祉協議会、民間福祉団体、ボランティア、大学等との連携のもと、地域住民の参加を得て、これまでの行政サービスに加え、市民が主体となって相互に支え合う、思いやりのある地域福祉体制の確立を図ります。また、福祉活動の担い手となる指導者の育成に努めます。

障害者福祉については、障害のある人もない人もともに暮らせる地域社会づくりを進めます。障害者の自立と社会参加の促進を図るため、リハビリテーション、介護等の支援体制を充実させます。

低所得者福祉については、相談指導体制を充実するとともに、生活保護制度等各種制度の適正な運用を図り、社会的・経済的自立を支援します。

(3) 安心して生み育てる子育て支援の充実

市民が安心して子どもを生み育てられるよう、総合的な子育て支援の推進を図ります。

家庭、地域社会、職場が連携することにより、地域ぐるみで子どもを健やかに育む環境づくりを促進します。

保育需要の多様化に応じて市民の子育てを支援する施設を整備するとともに、多様な保育サ

ービスの展開を図ります。また、児童相談など子育てに関する相談の場の充実に努めます。

母子(父子)家庭福祉については、精神的、経済的不安のない自立した健全な家庭生活が営めるよう、相談、指導、支援体制の充実に努めます。

(4) 生きがいと安心の高齢者施策の充実

高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるよう、高齢者施策の充実を図ります。

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、仕事や学習、趣味、スポーツなど活動の場やその情報を提供し、生きがいづくりへの支援を進めるとともに、高齢者の有する豊かな知識や経験を活かすため、世代間交流を促進します。

介護等を必要とする高齢者に対しては、在宅サービスと施設サービスを充実させ、適切な支援を行うとともに、介護等を担う家族への支援など、きめ細かでぬくもりのある福祉サービスの提供を進めます。

(5) 安心して暮らせる社会保障の充実

市民が安心して医療や介護などを受けられるよう、国・県等と連携のもと、制度に対する市民の理解と協力を得ながら、適正な費用負担と公平な給付に努めます。

国民健康保険については、保健、医療、福祉の連携による被保険者の健康増進と疾病予防の充実により、医療費給付の適正化を図るなど、安定した財政基盤の確保に努めます。

介護保険については、介護認定などの実施体制を整え、財政基盤の確立を図るとともに、介護サービスの適切な提供を関係団体との連携により確保し、制度の円滑な運営に努めます。

3 うるおいのあるまちづくり—自然・環境—

(1) 豊かな自然の保護と新たなみどりの空間の創出

水とみどりにふれあう、うるおいのある暮らしを築くため、市民参画のもと、豊かな自然の保護と

新たなみどりの空間の創出を図ります。

豊かな自然を次代へ引き継ぐため、森林や農地、水辺環境の保全に努めます。

市民の憩いの場を創出するため、公園緑地などみどりの空間の適正な確保を進めます。

(2) 水質汚染と公害の防止

清潔で美しい生活環境を守るため、生活雑排水などによる公共水域の汚染や公害等の防止に努めます。

地域の特性に応じて、公共下水道事業や農業集落排水事業等を効果的に実施することにより、市全体の公共水域の汚染防止に努めます。

騒音、振動、悪臭などの公害や、ごみの不法投棄を防止するため、監視体制を充実します。

(3) 環境にやさしい社会システムの確立

環境にやさしい社会への転換を図るため、市民と一体となって、省資源化や省エネルギー化に積極的に取り組むとともに、循環型社会の構築に努めます。

ごみについては、減量化や分別収集の徹底による再利用、再資源化を進めるとともに、排出量に応じた適切な処理体制を維持します。

市民一人ひとりが環境保全の大切さを自らの問題として認識し、行動を起こすよう啓発に努めます。

4 活力あるまちづくり—産業・雇用—

(1) 生産性の高い農業経営の確立

本市農業の持続的発展をめざして、首都近郊に位置する本市の恵まれた立地条件を活かし、生産性の高い農業経営の確立を図ります。

経営規模の拡大や生産基盤の整備等により経営の効率化を促進するとともに、多様な農業の担い手の確保を図ります。

農地は食料生産の場であると同時に、水害の防止や環境の保全など多面的な機能を有しており、その恩恵は農村だけでなく市全体が享受しています。このため、農地の多面的な機能への市民の理解を深め、農地の保全に

努めます。

都市と農村の交流、農村環境の整備を進め、活力と魅力に満ちた農村地域の発展に努めます。

また、林業については、森林が形成する豊かな景観や水源のかん養機能など、さまざまな恩恵を私たちにもたらしています。このため、この豊かな林地の保全を図るとともに、その担い手の確保に努めます。

(2) 豊かなまちをつくる工業の振興

都市の経済力を高めるとともに、雇用の場を確保し、豊かなまちをつくるため、工業の活性化を図ります。

本市の豊かな自然環境や道路交通が結節するという利便性の良さを積極的に活かし、企業立地を促進します。

中小企業に対しては、高付加価値型産業の形成に向け、経営の強化を促進します。

(3) 魅力とにぎわいのある商業・サービス業の振興

九十九里地域の中核商業地として発展を続けるため、事業者の自主的な取り組みへの支援を通じ商業環境の整備を行うことにより、魅力とにぎわいのある商業・サービス業の振興を図ります。

東金駅周辺及び国道126号沿線に展開されている商業は、本市及びその周辺から多くの人々を集めており、さらなる発展を図るため、多様な消費者の需要に対応する商業機能の集積を促進します。

駅に大学が隣接する求名駅周辺など、今後の発展が期待される地域については、それぞれの特性に応じた集客力の高い商業地の形成に努めます。

日常的な買物の場である地域商業は、地域住民の交流とふれあいの場ともなるものであり、商業環境の整備を促進します。

また、消費者行政については、消費者の安全確保のため消費者相談等の充実を図ります。

(4) 社会経済の変化に対応した新たな産業の展開

本市産業のより一層の活性化と市民生活の充実を図るため、社会経済の変化に対応した新たな産業の展開を図ります。

関係諸機関との連携により、情報通信、環境、健康・福祉、教育・文化など、市民の生活利便性向上や企業活動の支援に資する関連サービス産業の誘致・育成を進めます。

事業者、研究教育機関、行政機関など、相互の交流を促進し、連携・協力を深めるネットワークの構築を図ります。

(5) 魅力ある観光レクリエーションの振興

身近な観光レクリエーションの場として、観光の振興を図るため、地域特性を活かした魅力の創出を図ります。

市内の歴史資源や自然資源を最大限に活用するとともに、新たな観光資源を育成します。また、地域特性を活かし、観光行事の活性化を図ります。

周辺市町村との連携のもと、観光施設等のネットワーク化を進め、広域的な観光地域としての充実を図ります。

(6) 安心して働くための勤労者対策の促進

勤労者が安心して働ける環境を支えるため、勤労者施策の充実を図ります。

関係諸機関と連携し、雇用の安定を図るとともに、産業の誘致及び育成により就業機会の創出に努めます。

また、高齢者や女性、障害者など、だれもが安心して働き、能力を発揮できる就労環境の整備を促進します。

5 安全で快適なまちづくり—都市基盤—

(1) 市民生活を支える公共交通の充実

市民生活を支える重要な基盤である公共交通の充実を図ります。

JR東金線については、関係機関と連携をとりながら、駅施設の整備をはじめとしてその利便性

の向上を促進します。

バス交通等については、関係機関と連携をとりながら、市民の生活路線の確保と充実に努めます。

(2) 暮らしと産業を支える道路の整備

市民の暮らしと産業を支える広域道路網及び市内道路網の充実を図ります。

九十九里地域の中核都市として発展するため、首都圏中央連絡自動車道や、主要道路の整備を促進するとともに、これらを補完する道路の整備を進めます。

また、身近な生活道路については、安全性に十分配慮した人にやさしい道路環境の整備を進めます。

(3) 良好な市街地の形成

市民が、豊かな自然環境に囲まれたなかで、快適な生活をおくることができるよう、適正な規模でまとまりのある市街地の形成を図ります。

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、安全で快適な住宅地やにぎわいと活気にあふれる商業地など魅力ある市街地の形成を、地域の特性を活かしながら市民参画のもとに進めます。

新しい市街地の開発にあたっては、周辺地域と調和のとれた環境が保持されるよう適正な指導に努めます。

(4) 快適な暮らしを支える都市基盤の整備

市民の快適な暮らしを支える都市基盤の整備を進めます。

上水道については、経営の効率化を図り、安定した供給体制を維持するとともに、未普及地域の解消に努めます。

市営ガスについては、経営の効率化を図り、安定した供給体制を維持するとともに、事故防止体制の充実や、使用者に対する安全意識の啓発に努めます。

住宅については、市民の良好な持ち家取得を支援するとともに、市営住宅の住環境整備を進めます。

市民に新しい社会参画機会を提供する情報交流空間を構築するため、関係機関と連携し、

情報通信基盤の整備を促進します。

(5) 総合的な治水対策の推進

水害のないまちをめざして、総合的な治水対策を進めます。

河川事業、農林事業、下水道事業等、各種事業を横断した総合的な治水対策を関係機関と連携して進めます。また、事業の実施にあたっては、親しみやすい水辺の確保や景観に配慮した整備に努めます。

雨水については、水循環の視点も考慮し、都市化の進展にともない増加する雨水流出量の抑制を図ります。

(6) 安全な暮らしを支える防災・防犯・交通安全体制の確立

市民が安心して日常生活を営めるよう、防災・防犯・交通安全体制の確立を図ります。

地震、風水害等の災害に的確に対応し、被害の拡大を防ぐため、市民の防災意識を啓発し、市民と一体となった防災体制の充実に努めるとともに、防災施設の整備を進めます。

火災については、防火意識の啓発による火災予防に努めるとともに、消防体制の充実や、消防施設の適正配置に努めます。

防犯については、警察等の関係機関や市民との連携による、地域ぐるみの防犯活動の推進、防犯施設の整備に努めます。

交通安全については、安全教育や安全運動の推進、被害者対策の充実に努めるとともに、交通安全施設の整備を進めます。

す。

また、情報通信技術の発展に応じ、その積極的な活用を図ります。

(1) 交流と連帯のまちづくり

市民が、個人として、または団体を構成する一員として、主体的にそれぞれの役割を果たしながら、対等な立場で理解しあい、協力することのできる交流と連帯のまちを築きます。

市民のコミュニティ活動を支援するとともに、ボランティアやNPOなどの市民活動について、その育成・支援に努めます。

女性も男性も個人として自立し、互いに尊重しあいながらともに生き、支えあう男女共同参画社会の実現に努めます。

外国人市民の社会参画を支える環境整備を進めます。

(2) 市民参画による行政の展開

市民にわかりやすい行政を市民参画のもと進めていきます。

個人情報の保護に配慮しつつ、行政にかかわるさまざまな情報を積極的にわかりやすく提供するとともに、広聴活動を充実することで、市民参画を促進し、市民の声に対する的確に答える、開かれた行政を展開します。

特に、計画策定段階での市民の参画機会を拡充し、市民の声に応えた行政施策の展開を図ります。

(3) 効果的で効率的な行財政運営の推進

多様な市民の要望に的確に応えるため、財政の健全性を確保しつつ、効果的で効率的な行財政運営を進めます。

総合的な計画行政を進めるとともに、市が実施する事業については、絶えずその評価をし、必要であればその見直しを行っていきます。また、新しい課題に柔軟に対応できる効率的な執行体制の整備を図ります。

職員研修の充実などにより、市政運営の担い手となる職員の資質・能力の向上と組織の活性化を図り、市民サービスの向上に努めます。

IX 構想の実現に向けて

構想を実現するため、市民間の交流と連帯を促進するとともに、市民にわかりやすい行政を市民参画のもとに進めていきます。

効果的で効率的な行財政運営に努めるとともに、広域的な視野にたって九十九里地域の中核都市としての自覚と責任のもと、近隣市町村との連携を進めま

財政については、その健全性を確保するため、安定した自主財源を確保し、長期的な視点で弾力的かつ合理的な財政運営を進めます。また、市が保有している土地や施設などのより一層の有効活用を図ります。

(4) 広域行政の推進

九十九里地域の中核都市としての自覚と責任を持ち、広域的な視野にたって近隣市町村との連携を深め、一体的な地域づくりに努めることにより、効果的かつ効率的な住民サービスの提供を進めます。

(5) 情報化への対応

情報通信技術の発展に的確に対応し、情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図ります。

行政の情報化を進めることで、市民に対し、より利便性の高い行政サービスの提供を図ります。

市民自ら情報ネットワーク等を活用して、産業の展開や生活利便性、コミュニケーションの向上ができるよう、情報化にかかわる市民の取り組みを支援します。

Ⅱ 総合計画審議会

Ⅰ 東金市総合計画審議会条例

(昭和60年3月7日条例第1号)

(設置)

第1条 本市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、東金市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、東金市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委嘱時に前項第1号又は第3号の職であつた委員が当該職を離れた時は、同時に委員の職を失う。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

Ⅱ 東金市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

第1号委員 市議会議員(議長推薦)

東金市議会議長	松 戸 進
東金市議会副議長	早 野 誠
東金市議会総務常任委員長	石 田 明
東金市議会文教厚生常任委員長	中 丸 悦 子
東金市議会建設経済常任委員長	宍 倉 敬 文

第2号委員 学識経験者

千葉県議会議員	石 橋 清 孝
山武郡市医師会会長	田 畑 陽 一 郎
城西国際大学教授	七 井 誠 一 郎
千葉学芸高等学校校長	高 橋 邦 夫

第3号委員 関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者

東金市農業委員会会長	戸 田 一 男
東金市教育委員会委員長	齊 藤 秀 樹
東金商工会議所副会頭	古 川 秀 夫
東金市観光協会会長	前 嶋 康 夫
東金市社会福祉協議会会長	外 山 允 一
東金市区長会連合会会長	織 本 雄 二
東金市消防団団長	布 留 川 博 保
東金警察署 生活安全課長	仲 野 正 文
千葉県山武地域整備センター 次長	遠 山 喜 代 志

第4号委員 その他市長が必要と認める者(各団体の長が推薦する者)

東金市子ども会育成協議会 顧問	土 濃 塚 雅 代
東金市青少年相談員連絡協議会会長	澁 澤 宏 幸
東金市ボランティア連絡協議会会長	遠 山 み つ 子
東金市民生児童委員協議会会長	川 嶋 正 明
東金市農業振興会青年部会	農 宮 広 隆
ときがねウォッチング代表	猪 坂 玲 子
東金市消費生活苦情相談員	渡 邊 久 美 子

Ⅲ 審議経過

回	期 日	会 議 内 容 等
1	H22. 10. 13	委員の委嘱、市からの諮問、第3次総合計画の概要、第2期基本計画の総括、第3期基本計画の基本方針について
2	H22. 11. 22	第3期基本計画における分野別の基本事務事業・政策目標・政策課題、施策目標との連関、財政フレームについて
3	H22. 12. 20	第3期基本計画(案)について
4	H23. 1. 12	市への答申(案)について
5	H23. 2. 2	答 申

Ⅳ 諮 問

東 企 企
第 212 号
平成 22 年 10 月 13 日

東金市総合計画審議会
会 長 高橋邦夫 様

東金市長 志賀 直温

東金市第3次総合計画第3期基本計画について(諮問)

東金市総合計画審議会条例(昭和60年東金市条例第1号)第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮 問

東金市第3次総合計画第3期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

2 趣 旨

本市では、平成13年3月に策定された基本構想(平成13年度～平成32年度)、及び第1期基本計画(平成13年度～平成17年度)、第2期基本計画(平成18年度～平成22年度)を行政運営の指針とし、将来像である「人・自然ときめき交感都市 東金」の実現に向け、各施策を展開してきております。

この間における地方公共団体を取り巻く状況は大きく変化をしており、平成20年の世界同時不況などさらに経済状況は厳しさを増し、また地方分権、地域主権といった社会的な潮流の中、基礎自治体としての取

り組みとして、地域の特性に応じた政策展開、それを支える財政基盤の自立が、より求められてきております。

このような中、国等では緊急経済対策、政権交代による子ども手当など新たな制度も創設されているところではありますが、本市では「人口減少、少子高齢化、景気低迷」といったことがさらに影響を及ぼすと予想されるところであり、市税をはじめとする財源確保の厳しさ、一方で行政需要の増加や多様化がさらに進展し、市政運営はさらに厳しさを増すと考えております。

本市としては、これらの状況を乗り越える積極的なまちづくりを目指し、今まで以上の情報提供に努め、市民の皆様の理解を得ながら、限られた行政資源、とりわけ限られた財源の中で施策の取捨選択や重点的な施策の明確化を図り、さらには、市民の皆様、各団体の皆様とともに地域の活性化、共通課題の解決をしていく協働を展開していくことで、新しい状況に対応した市政運営を進めていく必要があると考えております。

つきましては、第3次総合計画第3期基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めたいので、ここに諮問いたします。

Ⅴ 答 申

平成 23 年 2 月 2 日

東金市長 志賀 直温 様

東金市総合計画審議会
会長 高 橋 邦 夫

東金市第3次総合計画第3期基本計画について(答申)

平成22年10月13日付けをもって諮問がありました東金市第3次総合計画第3期基本計画について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

今回の審議にあたっては、第2期基本計画の総括及び東金市を取り巻く現状と課題を認識したうえで、第3期基本計画期間におけるまちづくりの基本方針、重点とする施策・政策目標について審議するとともに、基本構想の施策大綱に沿った各分野の施策推進方針、事務事業等について審議を重ねたところであります。

これらの審議における提言等を別紙のとおり本審議会の答申としてまとめましたので、基本計画の策定及びこの計画に基づく事業の実施において、反映されるよう求めます。

東金市に限らず、地方行政を取り巻く状況は、人口減少、

少子高齢化、景気の低迷など依然厳しい状況であると予測されます。しかしながら、地域で市民と行政とが協働して、効率的かつ活力のある積極的なまちづくりを進めていくことが、これからの市政運営に求められるものと考えられます。

この第3期基本計画に基づき、基本構想に謳う「人・自然 ときめき交感都市 東金」を目指し、「東金に住みたい」「東金に住んで良かった」と市民が思えるまちづくりを推進されることを望むものであります。

<基本計画全体について>

第3期基本計画は、まちづくりに参画する人材を育成し支援する観点を施策に取り入れ、適正な資源の配分と市民の活力を活かして、基本構想に定める「人・自然 ときめき交感都市 とうがね」を目指した政策が展開できるよう考慮していただきたい。

なお、下記事項にも十分留意しながら、計画策定をしていただきたい。

(基本方針について)

- ◆ 基本構想に定める「人・自然 ときめき交感都市 東金」を目指し、政策を確実に進めるためにも、人口減少、少子高齢化、景気低迷に対応するだけの施策展開ではなく、東金に住みたいと思う人が増えるような積極的な施策を展開していただきたい。
- ◆ 各施策を展開するにあたり、行政内部における横断的な連携を随所に展開していただきたい。

(市民との協働について)

市民との協働については、下記事項について十分配慮していただきたい。

- ◆ 市民との協働については、これからのまちづくりの手法として有効なものである。市民や団体によるボランティアなどの市民活動、自治活動、各分野での既存の共同作業など広い範囲で捉え直し、市民とともに何をどのように進めるべきかを策定し、コミュニティ施策や地域振興策について散在する課題を整理しながら体系を定め進めていただきたい。そのためにボランティアなど市民活動への支援として人材育成、情報の提供について充実を図るとともに、市民との協働について一元化した行政の組織体制を整えて進めていただきたい。
- ◆ 団塊の世代の方々が退職し、多く人材が地域におり、地域に貢献したいと考えている。行政は、広く人材情報を把握し、様々な分野で活躍が期待できる人材を結びつけ、市民とともにまちづくりを展開されたい。
- ◆ 地域コミュニティについての支援をするため、各地区

の行政における体制と機能について検討していただきたい。

(まちづくりの政策目標について)

- ◆ 市民の満足度を上げ、不満足を改善するとした基本方針の中で、その具体的な施策の目標値を現状維持ではなく、積極的な目標に設定することを検討されたい。

(計画の実効性について)

- ◆ 計画を策定して終わりではなく、また言葉の羅列に終わることのないよう、計画の実効性については、十分留意していただきたい。
- ◆ 計画に掲げる政策を確実に、適切に実行できるよう行政資源、特に限られた財源の適正な配分に努めていただきたい。

(計画の表現について)

- ◆ 計画書の中で使用する語句・イメージ図については、市民感覚を活かしたわかりやすい表現に、また内容が誤解されないよう配慮していただきたい。

第1章 ころ豊かなまちづくり—生涯学習・教育・文化・国際交流—

(学校教育の充実について)

- ◆ 今後の少子化に伴い、現行の学区の再編成や、学校規模適正化のための統合を検討していただきたい。
- ◆ 児童・生徒の悩みを受け止め精神的不安を軽減する体制を整えるとともに、いじめや差別のない学校づくりを進めていただきたい。

(青少年健全育成について)

- ◆ 青少年の主体性を育て、地域行事に積極的に参加できる体制づくりを整えていただきたい。
- ◆ 郷土愛を育み、将来のまちづくりを担う人材育成の視点をもって、必要な施策を進めていただきたい。

(文化の振興について)

- ◆ 文化芸術に関する市民活動の育成や支援に取り組むとともに、有形無形の文化財の調査と保護にも留意いただきたい。

(国際交流について)

- ◆ 国際交流に係わる企画や施策展開の対応が出来る窓口の明確化を図り、大学との連携も図りながら市民と行政が協働していく体制づくりを検討していただきたい。

第2章 ぬくもりのあるまちづくり—健康・福祉—

支援を行うなど農業の振興に配慮していただきたい。

(市民の健康を支える保健・医療の充実について)

- ◆ これからの高齢社会を見据え、高齢者を含む市民の健康増進に努めていただきたい。
- ◆ 自然災害、新型コロナウイルスなどの大規模な健康被害に備え、非常時の備蓄や健康危機管理体制の整備に努めていただきたい。
- ◆ 東金九十九里地域医療センターを活用し、市民の健康増進につながるような施策を体系的に展開していただきたい。

(地域社会福祉の推進について)

- ◆ 障害を持った子どもを持つ保護者の精神的負担を軽減するためのネットワーク作りに努めるとともに、関係機関との連携を強化していただきたい。

(子育て支援について)

- ◆ 学童保育の環境整備と、児童館の各地域への配置を検討するとともに、機能の拡充を図っていただきたい。

(社会保障の充実について)

- ◆ 生活保護事務については、申請内容を精査し適正な事務を行うとともに、若年層を中心とした自立の促進を図っていただきたい。

第3章 うるおいのあるまちづくり—自然・環境—

(自然・環境施策について)

- ◆ 八鶴湖などの資源については、自然の保護や環境の整備により一層努めることに加え、観光資源としても活用していただきたい。
- ◆ 市民とも協働して、次代のために「環境基本計画」を踏まえた自然保護や環境の保全に積極的に取り組んでいただきたい。
- ◆ 山林、里山の荒廃が進んでいることから、森林の保護に関する施策を進めるとともに、自然保護の観点から森林ボランティア組織等の立ち上げを検討いただきたい。
- ◆ 暮らしやすい清潔な住環境の整備のため、ゴミの除去や都市景観の整備に努められたい。

第4章 活力あるまちづくり—産業・雇用—

(農林業施策について)

- ◆ 地域の特性を活かした地場産品の育成とPRを進めるとともに、生産者の生産意欲の向上を図るため、農産物等の新たな販売ルートの開拓、PRや直売所設置の

(消費者行政について)

- ◆ インターネットや携帯電話による被害も拡大していることから、被害を未然に防ぐため、若年層への学習の機会や情報提供を積極的に進めていただきたい。

(雇用の創出について)

- ◆ 小野山田工業団地をはじめ、平成26年に開院が予定されている東金九十九里地域医療センターを活かして、市内における雇用の場の創出に努めていただきたい。

(地域の活性化について)

- ◆ 八鶴湖や雄蛇ヶ池といった既存の観光資源の整備はもとより、活用や活性化のためのイベントなど継続的にを行い魅力あるまちづくりを進めるとともに、新たな観光資源を作り出すような施策を展開していただきたい。
- ◆ 雄蛇ヶ池などの観光資源等を案内できるネイチャーガイドの養成など、元気な高齢者が公益活動に参画できる機会を提供する施策に取り組んでいただきたい。

第5章 安全で快適なまちづくり—都市基盤—

(都市基盤の整備について)

- ◆ JR東金線の利便性の向上、公共交通の整備については、具体的な成果を上げるよう努めていただきたい。
- ◆ 交通安全施設や排水路など、定住人口の増加に繋がるようなインフラの整備を進めていただきたい。
- ◆ 関係機関と連携し、老朽化しつつある焼却場や畜場などの施設の整備を進めていただきたい。
- ◆ ガス事業の民営化については、ガス事業の置かれている状況をみて十分な検討を行っていただきたい。

(地域防災・防犯について)

- ◆ 警察との連携、市内防犯組織や市民活動団体の把握とその団体へ積極的に情報提供するなど市民との協働による防犯に努めて安全安心なまちづくりを進めていただきたい。
- ◆ 千葉県ワースト1の犯罪発生率を踏まえて、市民の安全安心を向上させるため、街頭や公共施設への防犯カメラの設置などの公共空間犯罪防止のための施策を積極的に進めていただきたい。
- ◆ 消防団員の減少が進んでいることから、消防団員に対する支援や特典などを検討し、団員減少を抑制するような施策を展開していただきたい。
- ◆ 災害ボランティアセンターについて、行政として積極的に関わり、立ち上げを検討していただきたい。
- ◆ 自然災害、新型コロナウイルスなどの大規模な健康被害に備

え、非常時の備蓄や健康危機管理体制の整備に努めて
いただきたい。(再掲)

- ◆ インターネットや携帯電話による被害も拡大している
ことから、被害を未然に防ぐため、若年層への学習の
機会や情報提供を積極的に進めていただきたい。(再
掲)

第6章 計画の実現に向けて

(健全な地域社会について)

- ◆ 自治会について、市の役割と自治会の役割を明確化し、
子どもからお年寄りまで楽しく暮らすことができる健
全な地域社会の形成・育成を図っていただきたい。

(男女共同参画について)

- ◆ 子育てしやすい地域、女性の働きやすい地域をつくり、
女性が積極的に社会に参加できるようなまちづくりを
推進されたい。

(効果的・効率的な行政運営について)

- ◆ 基本構想に定める「人・自然 ときめき交感都市 東
金」を目指し、政策を確実に進めるためにも行政資源、
特に限られた財源の適正な配分に努めていただきたい。
(再掲)
- ◆ 自主財源である税収確保にさらに努めていただきたい。
そのため、市税の徴収率のさらなる向上にも努められ
たい。
- ◆ 効果的な行政運営を図るため、新会計制度の導入など
諸制度の研究に努められたい。

(市民参画による行政の展開について)

- ◆ 市民との協働のまちづくりを目指すため、市政や行事
等の情報をタイムリーにわかりやすく伝えるよう、積
極的な広報に努めていただきたい。
- ◆ 市民参画による施策の展開においては、行政内部にお
ける横断的な連携を随所に展開していただきたい。

(情報化への対応について)

- ◆ 市の発行する公文書など随時電子化し、市民がインタ
ーネット等により情報を入手しやすい環境づくりを進
めていただきたい。

(市民への適切、的確な対応について)

- ◆ 市民からの様々な相談等に適切、的確に対応できるよ
う行政内部における横断的な連携を展開するとともに、
職員の資質向上にも努められたい。

Ⅲ 庁内における策定体制及び策定経過

Ⅰ 策定体制

第3期基本計画は、基本構想に謳う指針やあるべき姿に向かうべくこれまで第1期、第2期、次期へと総括をしながら連続しているもので、あるべき姿への目標を置きその達成のため市行政、市民等との連携による行動計画、事業内容を示すものである。

第1期、第2期の策定体制を参考するとともに、策定方針を確実、適切に実行し策定できるようにする。

(1) 体制の考え方

① 市民代表の意見や各分野等の専門的見地を取り込むため、議会に意見をいただきながら、また総合計画審議会の諮問・答申等を行う。

② 計画は、人のものでも誰のものでもなく全職員、全部署の自らの目標と行動を示すものであり、自らが責任をもって策定し、運用することが重要である。

また、計画の実行、成果達成を担保する行政資源の配分が重要である。

そのことから、経営者はじめ経営層かつ各分野の長、行政資源配分関係部署の長で計画案を調整し決定するものとする。

(2) 庁内体制

庁内に策定会議、部内での検討(会議)を置く。

① 策定会議・・・決定と調整の場合

体制:庁議構成員及び総務課長、財政課長を構成員とする。市長を議長とする。

役割:計画策定方針を決定し、部内会議等が作成した計画案を調整し決定する。

:財政推計を基に限られた財源の範囲で事業を収めることについて調整し決定をする。

:目標達成の成果とそのための行動の実効性のための限られた行政資源配分の方針(5年間)を調整し決定する。

② 部内会議など・・・計画案の作成の場合

各部とも、策定会議で決定した策定方針に基づき職員、係(長)や課(長)、部(長)といった階層別に施策の目的と手段の一連を明確にしながら検討、調整し計画の素案を作成する。

なお、計画策定後も所掌事務に関する目標管理や、

執行状況の評価及び妥当性の確認を行い、所掌事務の執行に責任を持つ。

会議として行う場合は次のような体制を参考とする。

体制:各部毎に部長が議長となり、部内の7～8級及び係長相当職の職員で構成する。

役割:各課により作成された素案を部として取りまとめ計画の素案を作成する。

(3) 市議会・総合計画審議会

① 市議会

第3期基本計画は、現状に対応し基本構想の方向に向かうべく施策、事務事業の取捨選択、また第2期基本計画を受け引き続き、財政状況の実状とその結果による施策、事務事業の取捨選択を行うことについて市議会に十分な情報提供を行い、共通理解していくことが必要である。

このため、9月議会において策定状況を説明するとともに、12月議会や3月議会に計画案を説明し、市議会の意見を聞きながら計画を確定する。

② 総合計画審議会

体制:東金市総合計画審議会条例(昭和 60 年 条例第1号)に基づき、東金市総合計画審議会を設置する。委員は25名以内で、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

・市議会議員

・学識経験者

・関係行政機関の職員及び公的団体を代表する者

・その他市長が必要と認める者

計画は幅広い範囲に及んでいる。そこで委員構成については、政策の各分野についての専門的な立場の委員を広く委嘱し、検討していただくことで市民の意見を広く取り込むこととする。

また、特に、人口減少、少子高齢、景気低迷、地域コミュニティ、市民との協働、限られた財源での財政運営、を視点にまちづくりの方向、選択について審議できる委員や医療センター開院を含めた地域医療の充実などの重要施策として位置付けた施策について研究・実践している市内の団体が推薦する者など様々な視点を持ち計画策定に参加できる者への委嘱を積極的に行う。

また、男女共同参画の観点から、出来るかぎり女性委員の比率を高くするよう考慮する。

役割:本計画の策定に関し、市長が諮問する計画案に対し審議し答申を行う。

Ⅱ 策定経過

H22. 4.26 ～ 5.14	全庁作業 各部署での第2期基本計画の事務事業の実績・成果の評価、目標達成状況、第3期期間への積み残し課題等の調査
H22. 5.26	総務課・財政課・企画課会議 今後の財政推計の把握、第3期基本計画での課題、方向性について
H22. 6.16 ～ 7. 7	全庁作業 各部署での第3期期間における事業、経費等の積み上げ、個別業務シートの作成
H22. 8. 3	第1回策定会議 第2期基本計画の総括、第3期基本計画策定方針、目標設定のあり方について
H22. 8.11	第2回策定会議 第2期基本計画の総括、第3期基本計画策定方針の修正、目標設定のあり方の再考について
H22. 8.17	第3期基本計画策定方針の庁内通知
H22. 8.17 ～8.25	各部内会議等 全庁作業 各部署での第3期基本計画の策定方針に沿った第3期期間の事務事業等の見直し
H22. 8.30 ～9. 3	事務事業の把握等 全庁作業 第3期基本計画の事務事業等についての各部署ヒアリングと事務事業等の見直し
H22. 8.30 ～ 9.22	各部内会議等 全庁作業 第3期基本計画の基本事務事業シートの作成、課長目標の設定
H22. 9.14 9.22	市議会総務常任委員協議会、全員協議会 第2期基本計画の総括・現状と課題・第3期基本計画の基本方針の説明、意見聴取
H22.10.12	第3回策定会議 各部署の第3期基本計画事務事業、経費等の積み上げ状況の把握 パブリックコメントの実施方針について
1回審議会 H22.10.13	委員の委嘱、市長から会長に諮問、第3次総合計画の概要、第2期基本計画の総括、第3期基本計画の基本方針について
H22.10.20	総務課・財政課・企画課会議 財政推計を水準とした第3期期間の事務事業の取捨選択、実施予定時期の調整
H22.10.29	総務課・財政課・企画課会議 財政推計を水準とした第3期期間の事務事業の取捨選択、実施予定時期の調整、財政フレームの検討
H22.11. 4	23年度当初予算編成方針の庁内通知(財政課)
H22.11. 8	第4回策定会議 財政推計を水準とした第3期期間の事務事業の取捨選択、実施予定時期の調整、財政フレームについて
H22.11.16	第5回策定会議 目標、政策課題に対する事業との連関、財政推計を水準とした第3期期間の事務事業の取捨選択、実施予定時期の調整、財政フレームについて

H22.11.19	第3期期間の事務事業の取捨選択状況及び23年度当初予算作成での留意についての関係部署への通知
2回審議会 H22.11.22	第3期基本計画における分野別の基本事務事業・政策目標・政策課題、施策目標との連関、財政フレームについて
H22.12. 7	第6回策定会議 第3期期間の事務事業の取捨選択、実施予定時期の調整、第3期基本計画(案)について
H22.12.15	市議会 総務常任委員協議会 第3期基本計画(案)、重点とする政策、財政フレームの説明
3回審議会 H22.12.20	第3期基本計画(案)について
H22.12.22	市議会 全員協議会 第3期基本計画(案)、重点とする政策、財政フレームの説明、意見聴取
H22.12.21 ～23.1.20	パブリックコメントの実施 第3期基本計画(案)の市民へのパブリックコメントの実施
H23. 1. 7	第7回策定会議 これまでの審議会意見への対応、市民との協働の今後の方向性や推進について
H23. 1. 7～	各部内会議等 全庁作業 課長目標の見直しなど第3回総合計画審議会までの審議会委員意見、提言書への対応
4回審議会 H23. 1.12	第3期基本計画についての答申(案)について
H23.1.13～	第4回審議会での意見、提言書への対応
5回審議会 H23. 2. 2	答申 (会長から市長に答申)
H23. 2. 2 ～ 2. 7	各部内会議等 全庁作業 答申を受けての各部署、事務局での計画案の修正等見直し対応
H23. 2. 7	事務改善委員会 (総務課) 行政組織の見直しについて
H23. 2. 8	第8回策定会議 答申、パブリックコメントの提言の報告、それらに対する計画反映など対応、市民との協働の推進の体制について
H23. 2. 8	事務改善委員会 (総務課) 行政組織の見直しについて
H23. 2. 8 ～2.14	全庁作業 計画案の全体見直し
H23. 2.16	市議会全員協議会 (議案説明全協) 第3期基本計画の原案の説明、意見聴取
H23.2.16～	計画原案の最終見直し
H23. 2.25	23年度予算案の3月議会上程(財政課)
H23. 3. 3 ～3.18	全庁作業 23年度実施計画(基本事務事業シート)の作成
H23. 3月	第3期基本計画、23年度実施計画の制定
H23. 4. 1～	組織改編、人事異動 第3期基本計画、23年度実施計画の推進 23年度予算執行

用語説明



あ行

※**預かり保育**…幼稚園児の保護者が勤務等により保育を行うことが困難である場合、通常教育時間以降でも園児を預かる制度。

※**石井清一郎記念奨学基金**・・・東金市に本籍のある大学生で、学力優良、思想穏健、品行方正で成業見込みのある者で、かつ経済的理由から修学困難な者に対し奨学金を給付する制度。

※**インフラ**…*Infrastructure*。生活や経済の基礎となる、交通網や上下水道等のこと。

※**AED（自動体外式除細動器）**…*Automated External Defibrillator*。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。2004年より一般市民の使用が可能となった。

※**ALT**…*Assistant Language Teacher*。外国語授業の補助を行う助手。

※**NPO**…*Non-Profit Organization*。営利を目的としない公益的な活動を行う民間団体。

か行

※**学童クラブ**…保護者が就労等により留守になる家庭の児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的とした施設。その事業が「学童保育」。

※**合併処理浄化槽**…水洗便所と連結して、生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備。

※**完全失業率**…完全失業者÷労働力人口×100

※**起債**…地方公共団体が地方自治法の規定に基づき地方債を発行すること。

※**機能別消防団員**…能力や事情に応じて、特定の活動のみ参加する消防団員。

※**経常収支比率**…地方公共団体の財政の弾力性を示す指

数。税など経常的に収入される一般財源に対し、人件費や公債費など経常的に支出される経費がどれくらい充てられているかを示した比率。

※**圏央道**…首都圏中央連絡自動車道。都心から半径40～60kmの位置に計画された総延長約300kmの高規格幹線道路。都心から放射状に延びる主要幹線と連絡することにより、首都圏の広域的なネットワークを形成する。

※**広域農道**…広域営農団地農道整備事業による農業用道路。農村地域に散在する農地を一つの団地と捉え、集出荷・加工プロセスの一元化などにより産地としての市場競争力を高めることを目的とする。

※**後期高齢者医療制度**…75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある者を対象とする他の健康保険とは独立した医療保険制度。

※**公共施設（6施設）**…市役所本庁舎・ふれあいセンター・中央公民館・図書館・浄化センター・ガス課

※**公債費**…地方公共団体の借入金の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。

※**国民保護計画**…他国からの武力攻撃やテロ攻撃時ににおける住民の避難や救援に関する措置、市の体制を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、影響を最小限に留めることを目的に策定した計画。

※**子ども会**…小地域（主に大字単位）ごとに、保護者や育成者のもと、子供の健全育成を目的として組織されたもので、東金市にはその育成団体として「子ども会育成協議会」があり、8つの支会により組織されている。

※**子どもと親の相談員**…児童が悩みや不安を気軽に相談できる話し相手として、また学校と保護者・地域のパイプ役として相談業務にあたるものであり、退職教員・保育士・民生児童委員など地域の人材を活用するケースが多い。

さ行

※**財政調整基金**…地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金で、経済状況による財源不足や補正予算編成での歳入の補完、また災害など不測の事態のために取り崩し、活用される。

※**財政リフレッシュプラン**…厳しい財政状況の中、長期的な財政見通しに整合した予算編成の必要性を鑑み平成 15 年度より定められたもの。平成 18 年度から平成 22 年度までの第 2 次財政リフレッシュプランでは新たな財政指標や新たな歳入確保など財政運営の取り組みを加え、自立的な財政運営の基盤づくりを行った。

※**在宅介護支援センター**…地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。

※**三次救急機能**…かぜによる高熱や家庭では処置できない傷といった症状を診察治療する一次救急、入院や手術を必要とする二次救急に対し、生命に危険が及ぶような重症・重篤患者への対応を担うのが三次救急であり、救急救命センターを備えている。

※**3R 活動**…*Reduce*（リデュース）、*Reuse*（リユース）、*Recycle*（リサイクル）の 3 つの R に取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う循環型社会をつくろうとする活動。

※**山武郡市広域行政組合**…東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町の 2 市 4 町で構成する一部事務組合。常備消防や斎場などの行

政サービスを共同処理で行っている。

※**指定管理者制度**…それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行なうことが可能となる。

※**児童館**…平成 15 年 4 月に旧健康センターに開設した子どもたちが自由に遊べる施設。利用対象は、市内在住の 0 歳から 18 歳未満の児童及び保護者。

※**児童遊園**…児童福祉法に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。広場、ブランコ、砂場、滑り台、トイレ等が設置されている。

※**シルバー人材センター**…就業に対して意欲をもつ高齢者の社会参加を促進するため、襖張りや植木の剪定など補助的な就業を請け負う公益法人。

※**白ガス管**…鋼管に亜鉛メッキをした旧式のガス管。亜鉛メッキがなくなると腐食しやすくなり、ガス漏れを引き起こす。

※**ジュニアリーダースクラブ**…児童を対象にした各種事業で指導・育成にあたる、中学・高校生や大学生などからなる青少年リーダーの組織。企画・運営もすべて自分たちで行っている。

※**新産業交流プラザ UBBOX**…平成 15 年度に東金商工会議所が空き店舗を活用して、SOHO 支援、パソコンサロン、パソコンスクールを提供し、新産業の創出を目的として開設した施設。

※**森林整備計画**…地域の実情に応じて地域住民の理解と協力を得つつ、適切な森林整備を推進することを目的に立てる計画。

※**スクールカウンセラー**…教育機関において、心理相談業務に従事する、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する心理職の専門家。

※**生活習慣病**…食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣（ライフスタイル）が、その発症や進行に大きく関与する病気のこと。現在の日本の三大死因である悪性新生物、心臓病、脳血管疾患に深く関与している。

※**税源移譲**…補助金に代わる地方公共団体の新たな財源として、国が集めている税金のうちの一定の部分を、地方が集めることができるようにすること。ここでは、平成 19 年の三位一体改革の一環として、国（所得税）から地方（個人住民税）へ、3 兆円の税源が移譲されたことを指す。

※**青少年相談員**…「青少年と真に一体となり、ともに喜び、ともに語り、青少年の相談相手となる」者として、千葉県知事に委嘱されたもの。同連絡協議会は、青少年相談員の市内における連絡組織。

※**早期健全化基準**…実質赤字比率・連結実績赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率（4 つの健全化判断比率）の条件に一つでも該当する場合、早期健全化団体に指定され、財政再建の計画策定と、個別の外部監査が義務付けられる。

た行

※**耐震診断**…建築物等が、地震などによる揺れに対して十分な強度があるかを調査・診断すること。

※**ダムウェーター**…書籍などの上下運搬に使用される小型の昇降機設備のこと。

※**団塊の世代**…1947 年から 1949 年にかけての第 1 次ベビーブームで生まれた世代のこと。

※**田んぼの学校**…農業者自らが水田を使い、都市部の住民等に田植えや稲刈りなどの一連の稲作作業を体験（有料）してもらい、消費者と交流を図る取り組み。

※**地域福祉計画**…地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域で支援を必要とする者の生活上

の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を定めたもの。

※**地域包括支援センター**…介護予防マネジメント事業や総合相談・支援事業を担う機関。2005 年の介護保険法改正により設置され、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが置かれている。東金市は直営で運営され、高齢者支援課内に設置している。

※**地上デジタル放送**…デジタル方式の無線局により行われるデジタル放送。アナログ方式と比較し、電波障害に強く、多チャンネル放送やデータ放送、双方向機能があることが特徴。2011 年 7 月 24 日をもって、テレビ放送はデジタル放送に完全移行する。

※**地震ハザードマップ**…大地震が発生したときの揺れの大きさや地域での建物倒壊の危険性、液状化の危険性について示したもの。

※**千葉東テクノグリーンパーク**…小野山田企業団地。小野区と山田区にまたがり、自然と企業との共生、地域経済の発展、雇用促進などを目的として、市と民間との連携により造られた企業団地。

※**定率減税**…1999 年の税制改正において、景気対策として導入された減税措置。経済状況の改善等の理由により 2007 年に廃止された。

※**デマンドタクシー**…利用者それぞれの要望（デマンド）に応え、自宅から目的地までドア to ドアのサービスを定額で受けられる乗り合いタクシー。

※**テレメーター**…遠隔地から伝送された測定量を計測・記録させる装置。

※**とうがね健康プラン 2 1**…生活習慣病予防を重視した健康づくりを、市民活動として進めるための指針。平成 16 年 3 月策定。

※**東金市次世代育成支援行動計画**…「次世代育成支援対策推進法」に基づき、少子化対策をより具体化し、これまでの子育て支援策を「地域で支える

子育て」として推進するために策定するもので、平成 22 年度から平成 26 年度までが後期計画となっている。

※**東金市外三市町清掃組合**…東金市・山武市・大網白里町・九十九里町で組織する一部事務組合。市内三ヶ尻地先にあり、ゴミの処理を行っている。

※**特定健康診査**…高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、2008 年 4 月より 40～74 歳の保険加入者を対象として、医療保険者に実施が義務付けられた新しい健康診断。

※**特別支援教育支援員**…小中学校において、通常学級に在籍している障害のある児童生徒に対し、食事・排泄・教室間の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行う。東金市では平成 20 年より導入。

な行

※**成東東金食虫植物群落**…東金市下武射田と山武市島にまたがる湿原で、モウセンゴケやイチモチソウなどの食虫植物が自生しており、大正 9 年に日本で最初の国指定天然記念物として指定された。

※**二次予防事業対象者**…生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者のことで、具体的には、介護予防の観点から行われる健診などの結果、生活機能の低下が心配される人。

※**認知症サポーター**…認知症サポーター養成講座を受けた人。認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守り、認知症の人をサポートする制度。

※**ノーマライゼーション**…障害のある人もない人も、一般社会の中で普通の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めるという考え方や運動。1960 年代に北欧で生まれた社会理念。

※**農業振興地域整備計画**…農業振興地域の整備に関する法律に基づき、各市町村が定める計画。将来にわたって農業のために利用していくべき土地を「農用地区域」として定めている。

※**農業集落排水事業**…農業用排水路の水質汚濁を防止し、農村の生活環境の保全を図るため、農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水を共同で処理する事業。

は行

※**病後児保育**…児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。

※**ファミリーサポートセンター**…育児について、援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互に助け合う制度。

※**福祉作業所**…就労が困難な在宅の障害者に働く場を提供し、生活指導などを併せて行いながら、自立を助長する通所施設。ふれあいセンターに併設されている。

※**福祉タクシー**…身体障害者等が通院等の際に利用するタクシー料金の一部を助成する制度。

※**福祉有償運送**…NPO 法人等が福祉車両を使って身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して有償で移送サービスを行うもの。福祉有償運送を行う場合は、市主宰の運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録申請を行う必要がある。

※**扶助費**…生活保護費や子ども手当など、扶助されるものの生活を維持するために支出される経費。

※**フッ化物塗布**…むし歯予防に効果のあるフッ化物を歯に塗ることで、歯質を強化すること。

※**不法投棄監視通報ネットワーク**…定期的なパトロールによる不法投棄などの監視を行うために市が委

嘱した市民、環境保全指導員などによるネットワークのこと。

※フープ…東金市は、昭和 33 年に大流行したフラフープについて、いち早く禁止令を出し、ブーム終焉のきっかけをつくった。そのような因果関係に注目し、中央公園にフープ塚を建立、E G フープバトル選手権など、フープを地域活性化のツールとして着目しイベント等を行っている。

※母子自立支援員…母子家庭等のひとり親家庭の生活一般の相談に応じ、自立のためのお手伝いやアドバイスをする者。

※母子保健推進員…東金市長に委嘱され、行政とのパイプ役となり、妊産婦や乳幼児等の家庭を訪問し、健康診査の受診をすすめたり、相談相手となるなど、地域における母子保健活動を推進している人。

※ボランティアルーム…ボランティアを行う方々の情報交換や交流の場、ボランティア活動の相談などを目的に、ふれあいセンター内に開設している。

ま行

※マザーズホーム…簡易マザーズホーム。心身の発達に心配のある児童について、専門の職員と保護者が協力して日常生活における適応訓練や保育を行う施設。ふれあいセンターに併設されている。

※まちの駅…地域住民や来訪者が自由に利用できる休憩場所や地域情報を提供する機能を備え、さらには地域内交流・地域間連携を促進する公共的空間のこと。道の駅と違い、設置主体や場所に制限がない。

※道の駅…国土交通省により登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設。幹線道路沿いに設置されることが望まれており、平成 22 年度末現在で千葉県内には 21 箇所が登録されている。

や行

※幼保一体化…少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題を解決するべく、幼稚園と保育所の一体化を図ろうとする政策。

ら行

※リュエリュ・マルメゾン市…フランスのイル・ド・フランス州オー・ド・セーヌ県に属し、首都パリの西方約 10 キロメートル、セーヌ川のほとりに位置する人口約 7 万人の都市。1990 年 11 月 7 日に姉妹都市締結。



東金市第3次総合計画 第3期基本計画

平成23年3月

発 行 東 金 市

企画・編集 東金市 企画政策部 企画課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎 1-1
